

(案)

## 業 務 委 託 契 約 書

- |           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 1 契 約 名 称 | 「将棋のまち高槻」バス停標識柱整備業務委託 |
| 2 履 行 場 所 | 仕様書のとおり               |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結日から令和9年2月26日まで    |
| 4 契 約 金 額 | 金 円（うち消費税等額 円）        |
| 5 契約保証金   | 金 円 ※又は、免除            |

頭書の委託業務について、発注者高槻市（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇〇株式会社（以下「受注者」という。）とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成することによりこの契約を締結するときは、双方が当該電磁的記録に電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

高槻市桃園町2番1号  
発注者 高槻市  
代表者 高槻市長 濱田 剛史 印

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
受注者 〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇 印

(総則)

第1条 受注者は、発注者の定める別紙「仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(誓約書の提出等)

第4条 受注者及び高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号。以下「同条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないことを表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りではない。

(法令上の責任等)

第5条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

2 受注者は、事業主として、業務遂行に伴い発生した財産上、法令上のすべての問題について責任を負うものとする。

(委託業務の調査等)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 発注者は、必要がある場合には、受注者と協議の上、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間等を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

(期間の延長)

第8条 受注者は、その責めに帰することができない事由により履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なく、その理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(損害の賠償)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の賠

償は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害の賠償は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行遅延の場合における損害金等)

第10条 受注者の責めに帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において履行期間後に完了する見込があると認めたときは、発注者は損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額から既に引き渡しを受けた部分に相応する業務委託料の額を控除した額につき、延長日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額とする。

3 発注者の責めに帰する事由により第12条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、受注者は、発注者に対して、当該未支払金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として支払請求することができる。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に目的物について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を発注者に引き渡さなければならない。

(業務委託料の支払)

第12条 受注者は、前条の規定による検査に合格し、目的物の引き渡し完了したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の適正な請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、業務内容に適合しないものがあるときは、受注者に対して、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除する

ことができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2) 指定期日内に業務を完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
  - (3) 正当な理由なく、第11条第3項の規定による補正又は第13条第1項の規定による履行の追完等がなされないとき。
  - (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
  - (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- (発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が暴力団員等であるとき。
- (8) 下請負人等が暴力団員等である場合に、発注者が受注者に対して受注者と下請負人等との契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (10) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(談合等不正行為による解除)

第16条 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命

令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（受注者と下請負人等との契約の解除等）

第17条 発注者は、受注者が暴力団員等に該当する者を下請負人等としている場合は、受注者に対して、下請負契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の解除を求めることができる。

2 前項の規定により契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

（違約金）

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の〇に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。

(1) 第14条から第16条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第19条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、業務委託料の総額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定した

とき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 第16条第4号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(環境への配慮)

第20条 受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。

(内部通報)

第21条 受注者又はこの契約の従事者は、発注者の法令等の違反又はそのおそれ、若しくは不当な事実を知った場合、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）に基づき、その事実を発注者が置く内部通報相談員に内部通報を行うことができる。

(障がい者差別の解消)

第22条 受注者は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び高槻市市長事務部局等における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に準じて、障がい者に対して不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対する適切な対応を行うものとする。

(守秘義務)

第23条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第24条 受注者は、この契約による業務の履行にあたり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第25条 発注者と受注者との間で訴訟の必要が生じた場合、発注者の本庁舎所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第26条 この契約の定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。